

平成 29 年第 7 回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 平成 29 年 6 月 22 日 (木) 午後 2 時開会

2 場 所 五和農業情報センター マルチメディア室

3 本会議に出席した教育委員

委員 長	花 里 昌 直	委員長職務代理者	黒 鶴 進 治
委 員	木 下 えり子	委 員	蓑 田 え り
教 育 長	石 井 二三男		

4 本会議に欠席した委員

委 員 行 合 八恵子

5 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	森 下 洋 一	教育総務課長	柴 田 和 人
学校教育課長	山 本 洋 介	生涯学習課長	菅 原 弘 晃
学校教育課審議員	沢 村 祐 介	学校給食課審議員	井 上 聡
生涯学習課課長補佐	本 多 俊 隆	教育総務課課長補佐	出 永 圭 史

6 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

議第 27 号 天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について (学校教育課)

(2) 協議・報告

(1) 小中学校 ICT 整備事業に係る動産の取得 (タブレット購入) について (学校教育課)

(2) “社会を明るくする運動” 青少年健全育成大会の開催について (生涯学習課)

(3) 地域学校協働活動について (生涯学習課)

(4) 平成 29 年 7 月行事予定について (教育総務課)

7 本会議の概要

(1) 開会

花里委員長： ただ今から、平成 29 年第 7 回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

花里委員長： 前回会議録の承認であるが、何かご意見はないか。ないようであれば承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 先日、心の絆を深めるシンポジウムが県庁地下大会議室で開催され出席した。有明中学校及び北稜高等学校の発表があった。有明中学校は赤星教諭が発表し、校長がサポートされていて良い発表であった。それに関し、いじめが原因で不登校になった生徒がいたが、現在熊本の高校に進学している。校長が彼に卒業式にはおそらく参加できないであろうと思われるので、別に式辞を用意されていた。それに対し母親が御礼状を校長に出されていた。それを紹介する。「1 学期は食事を全く食べず、幻視・幻聴を訴える

わが子を前に親としての自信を無くし、どの様に対応すべきなのかを悩み、子どもと二人で泣いて過ごした日々もありました。子どもと同様に学校へ出向くことじたい足が震え、主人と一緒に連れてきてもらいケース会議へ出席していました。毎月のケース会議で、先生方がとても親身になって傾聴・共感し対応策を共に考えてくださり、思いのほか早く元気になり、登校できるようになり先生方のおかげであると感謝いたしております。卒業式で、校長先生より頂いた式辞を家族で拝見させていただきました。子どもの中学生生活が細やかに記され、感動し涙が止まりませんでした。これから辛いことがあっても式辞を読み返し、きっと乗り越えてくれると思います。お忙しい中、対応していただきありがとうございます。素晴らしい先生方にお会いでき、子どもは幸せ者だと思います。」という内容であった。教頭会においても紹介した。

それから、市内中学校13校全部の部活動を訪問した。訪問してとても良かった。学校訪問等では見られない先生方の姿と、子どもたちの頑張っている姿をみて良いなと感じた。一生懸命頑張っていた。

前回報告したが、宮地岳で交通事故に合い日赤に運ばれていた牛深小学校の児童がいた。命は取り留め、現在地域医療センターに転院した。しかし、通常の状態に戻れない状況である。目は明けるが、視線は合わない状況ということである。

(4) 議案

議第27号 天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

山本課長： 議案書1ページをお願いします。天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期満了に伴い、天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第4条第2項の規定により、新たに委員を任命するものである。委員の氏名・住所・経歴は記載のとおりである。任期は平成29年7月1日から平成31年6月30日までの2年間である。

花里委員長： 何か質問はないか。

木下委員： 天草市いじめ問題対策連絡協議会であるが、年間の開催回数は。会議は定期的に開催されるのか。

山本課長： 本協議会については、関係団体等の情報共有を目的として開催している。平成27年度に2回、昨年度は1回開催している。今年度は、8月中旬以降に第1回の会議を開催する予定である。

花里委員長： この会議は問題があった場合に開催するのではなく、定期的に開催するものであるのか。

山本課長： その通りである。重大な問題があった場合は審議会を開催する。

花里委員長： 委員は皆再任であるのか。

山本課長： 異動等により委員が代わっており、天草警察署の生活安全課長の荒毛様、天草市PTA連絡協議会の母親代表の眞田様、天草市の総務課長、子育て支援課長、男女共同参画課長が人事異動等で交代されている。また、天草市校長会の大川牛深東小学校長が交代されている。

花里委員長： その他質問はないか。無ければ議第27号天草市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について承認してよろしいか。

(全員同意する)

(5) 協議・報告

(1) 小中学校 I C T 整備事業に係る動産の取得（タブレット購入）について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

山本課長： 資料の1ページから3ページをお願いします。小中学校 I C T 整備事業に係る財産の取得、タブレットの購入について説明する。平成29年第2回天草市議会において議第51号・52号・53号の3件で財産の取得について、教育用パソコン・タブレット端末他一式購入事業において予定価格が2,000万円以上の財産取得となり、議会の議決を得る必要があるために提案されている。担当課は契約検査課になるが、今回その状況について報告する。取得の予定数量はタブレット端末384台他となっている。契約の件数は3件である。上島地区・本渡五和地区・牛深新和天草地区として、大きく3つのブロックに分け入札が行われた。取得の方法は指名競争入札、取得の購入総額は76,658,400円である。案件ごとの取得金額、契約の相手方及び事業の内訳等についてであるが、上島地区は取得金額27,216,000円、契約の相手方は株式会社レイメイ藤井天草営業所、納品場所は上島地区の小学校6校、中学校4校でタブレット端末他137台、授業支援ソフト131本、サーバー4台、液晶モニター4台である。次に本渡五和地区であるが、取得金額24,948,000円、契約の相手方は株式会社北星堂天草店、納品場所は本渡五和地区の小学校10校、中学校1校でタブレット端末等124台、授業支援ソフト116本、サーバー3台、液晶モニター3台である。最後に牛深新和天草地区についてであるが、取得金額24,494,400円、契約の相手方は有限会社ネットステーション、納品場所は牛深新和天草地区の小学校3校、中学校4校になる。タブレット端末他123台、授業支援ソフト120本、サーバー4台、液晶モニター4台となっている。案件ごとの内容等については資料のとおりである。なお、納入の予定期限は8月10日としている。明日が市議会最終日で採決が行われ、可決された後、本契約となる。

花里委員長： 何か質問はないか。

菘田委員： 購入した後のメンテナンス及び使い方の指導はどのような計画であるか。

山本課長： ブロックごとに納品をし、夏休み期間中に設定まで終え、2学期から児童生徒に有効活用してもらうよう計画している。実際は学校の教職員が使って授業を行う。授業に当たったの操作の研修会は、今回導入する学校を対象として、各学校を巡回し研修会を開催する予定である。また、それと別に全小中学校を対象とし希望する教職員については、熊本県等が開催している研修会に参加する際の旅費を計上している。

菘田委員： 2020年までにという区切りがあり、あまり時間もないので教職員も大変であると思う。

花里委員長： 使い方の指導は納入業者が行うのか。

山本課長： 指導については専門業者への委託を考えている。平成27年度からタブレットを導入し平成28年度までの2カ年のいろいろなトラブルについての実績があるので、その報告書等を活用しながら今年度から研修会を開催し、その後はQ&Aの様な報告書を見ながらトラブルがあった場合には各学校で対応してもらうこととしている。

石井教育長： 指導は1校ずつ巡回するのか。

山本課長： 今年度導入する学校を巡回する。

石井教育長： 3月に巡回する学校もあるのか。

山本課長： 今年度導入する学校については、日程の希望調査を行い調整し、8月中には研修を完了することとしている。

石井教育長： W i - F i 環境についての設定は行われているのか。

山本課長： 基本的には無線LANの環境も同時に整備するのが理想的であるが、機器の導入については学校教育課が行い、無線LANの環境は情報政策課が整備をするため、機器は導

入してもWi-Fiの環境が整っていない状況は想定される。その場合、研修についてはパソコン教室には無線LANの環境が整っているため、タブレットに有線のLANケーブルを接続し模擬授業をすることになる。実際に無線LANの環境が整うと、パソコン室からそれぞれの教室及び野外で使用できる。環境整備が若干遅れそうであると情報政策課から報告があっている。

石井教育長： 河浦中学校に経営訪問に行った際、Wi-Fi環境が整備されていなかったため教室で使えない状況であった。

山本課長： 初年度導入の学校は、無線LANの環境を同時に整備していない。

石井教育長： 何のためにタブレットを導入しているのか、考えなければならない。

山本課長： 来年度でタブレット導入が完了する。それまでには各学校の普通教室においてタブレットが使用できる環境を整えたい。

花里委員長： 環境を整備しても使用するのは人である。研修を行っても使用する人が拒否反応を示すこともあるので、先生たちが使いこなせることが必要である。

石井教育長： 河浦中学校はICTの研究指定を受けている。授業を公開するので無線LAN環境を整備する必要がある。

山本課長： 教員の中には、確かに機械が得意ではない人がいらっしやると考える。研修を重ねていく中でレベルアップしてもらい、子どもたちが分かり易い授業を受けられるようお願いしたい。

花里委員長： 他に何か質問はないか。

山本課長： 追加して説明する。購入数量でタブレット端末が1台の学校があるが、これについては来年度導入予定の学校に先行して1台導入し、情報担当教員に研修等で使ってもらうこととしている。

(2) “社会を明るくする運動” 青少年健全育成大会の開催について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

菅原課長： 資料4ページをお願いします。今年度は、“社会を明るくする運動” 青少年健全育成大会と銘打って7月8日に開催する。昨年度まで社会を明るくする運動・教育力活性化大会と言う名称であったが、前々回の委員会定例会で説明したが、今年度は“社会を明るくする運動”に加え青少年健全育成大会を主眼とした大会を開催する。日程は7月8日、場所は市民センター展示ホールで開催する。入場料は無料で、参加者は記載のとおりであり、概ね200人程度を予定している。今回は、子どもネット犯罪の現状ということで天草警察署生活安全課長が3月まで県警のサイバー関係部署に勤務されていたとのことで、現在SNSを使った犯罪の被害者・加害者になり得ることの例を挙げて講演していただく。今回は、小中学校の教職員及び保護者を中心に参加してもらいたいと考え、案内をしている。また、活動実践発表等を予定している。本日、封書にて案内をさせていただいているので、出欠の連絡をお願いしたい。

花里委員長： 何か質問はないか。

蓑田委員： 今回講演される講師は実績があるので、チラシにも講師の紹介を記載することによって保護者の興味を引くことになると考えるので可能な範囲で紹介をしていただきたい。

菅原課長： 今回初めて社会を明るくする運動と青少年健全育成大会を同時に開催するが、職種が職種だけに話がし難いと思うところがある。しかし、興味を持ってもらうためにはもう少し具体的に講師の紹介をする必要があったのではと反省している。

また、各学校を通じて保護者に周知をしており、校長会でも話をしている。来年度への課題とさせていただきたい。

花里委員長： 例年、小中学生がいろいろなことを発表しているが、今回は講演のみであるのか。

本多課長補佐： 例年、社会を明るくする運動において標語と作文を募集し、表彰を行っている。作文

の最優秀者には発表してもらう。昨年度までは教育力活性化大会を同時に開催していたため実践発表も行っていった。今回は青少年健全育成ということで、青年会議所と社会福祉協議会の実践発表を行うこととしている。教育力活性化大会は年度後半で企画している。

花里委員長： 子どもたちは参加しないのか。

菅原課長： 青少年と銘打っているの、司会を本渡東中学校の生徒に依頼している。表彰関係でも、標語・作文の表彰で各6人参加してもらう。

花里委員長： 青少年育成であるので子どもたちも参加させるべきではないのか。子どもたちに参加してもらいたい。

黒鶴委員長職務代理者： 昨年度も教職員の参加はほとんどなかった。ぜひ教職員にも参加してもらいたい。

本多課長補佐： 子どもたちの作文発表は今年度も実施する。教育力活性化大会も計画している、年度後半に教育力活性化大会を開催する理由は、実践発表をこの時期に行うと前年度の発表になる。できれば後半に行うことによって当年度の発表してもらいたいと考え、この様な形で開催することとした。

(3) 地域学校協働活動について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

菅原課長： 本日配付した資料をお願いします。前回の教育委員会定例会の際に「地域学校協働活動」と名称が出てきた。その際、次回の教育委員会定例会で説明することとしていたため説明する。資料に基づき順次説明をするが、分かりづらいところもあるので、後ほど問い合わせていただきたい。地域学校協働活動について認識いただければ、今年度以降、地域学校協働活動本部という言葉が出てくる可能性があるのご承知置き願いたい。詳細については本多課長補佐より説明する。

本多課長補佐： 資料を3種類配付させていただいている。まず、地域学校協働活動についてと記載のある資料の2ページをお願いします。地域と学校の連携・協働におけるこれまでの動きであるが、国・県と天草市の動きについて記載している。国・県からは、平成16年度の天草市合併以前からコミュニティ・スクールを導入し、平成18年から平成21年にかけて教育基本法の改正等があった。平成20年には学校と家庭及び地域の協働という言葉が出てくる。3ページをお願いします。平成27年に中央教育審議会から答申が出され、それを受け「次世代の学校・地域」創生プランが文部科学省で策定されている。中央教育審議会の答申で、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策についてと、学校は開かれた学校から地域とともにある学校に転換。地域は学校への支援から地域学校協働活動を通して、子どもの育ちを支え、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の構築を図るとなっている。ここで、地域学校協働活動という言葉が出てくる。こちらについては7ページに用語説明を記載しているのでご覧いただきたい。「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動と説明されている。地域と学校が一緒に行う活動全般のことである。4ページをお願いします。文部科学省が策定している「次世代の学校・地域」創生プランは中央教育審議会の3つの答申に対して実現するための方策である。上段がコミュニティ・スクールについて、これが今年3月に地方教育行政法が改正され、学校運営協議会の設置の努力義務、委員に地域学校協働活動推進員が加えられている。次に「地域学校協働活動」の推進とのことで、こちらは社会教育法が改正され、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する

規定の整備が行われた。「地域学校協働活動推進員」とあるが、これまで地域コーディネーターが使われていたが、法改正で地域学校協働活動推進員となった。

資料の「答申のポイント」をお願いしたい。3枚目に今後の地域における学校との協働体制の在り方のイメージが描かれている。左に現在の形が示されており、これまでも天草市でもいろいろな活動について学校への支援はなされていた。今後は、学校へ対す

る支援だけでなく、学校から地域への活動を含める地域学校協働本部を設置し、地域のフィールドにおいては、緩やかなネットワークを地域で構築し、個々で行っていた活動を本部で行うことになる。

資料5ページをお願いする。天草市と他市町の状況を記載している。天草市において、地域学校協働活動は表では0になっているが、支援本部を設置していないので0になっている。実際には、いろいろな活動がなされている。コミュニティ・スクールも設置されており、本年度中に全部の学校に設置されると学校教育課から聞いている。地域とどの様な関わり合いを持っていくかが課題である。今後、生涯学習課としての動きは6ページにある。熊本県は昨年度、統括コーディネーターが管内の学校を訪問し状況把握をされており、本市は本年度に実態把握を行う予定である。また、モデル地区を選定し、来年度モデル事業を実施し、検証を行い全地域で進めたいと考えている。

花里委員長： 地域学校協働活動の名称は天草市だけが使用するのか。

本多課長補佐： 国が法律で定めている名称である。

花里委員長： 全国の理事会に出席すると、文部科学省はコミュニティ・スクールを全校に設置して欲しいと話をしたが、どうなっているのか。

石井教育長： 国は学校運営協議会を設置して欲しいと盛んに話をしている。熊本においては熊本版コミュニティ・スクールを設置しようとなっている。天草市においても熊本版コミュニティ・スクールは今年度で全校に設置される予定である。天草市でも学校評議員が設置されている学校もあり、今後整理する必要がある。

本多課長補佐： 資料を配付しているが、学校評議員と学校運営協議会の違いが記載されている。協議会は合議制であり、今回の法律改正により、学校運営協議会の設置努力義務が規定されている。学校側ではコミュニティ・スクールであるが、社会教育としては地域と連携・協働となる。

菅原課長： 何故、法改正をしなければならなかったのかの理由が記載されているが、地域の教育力が低下していること。それから家庭教育の充実が必要であること。また、学校が抱える課題が複雑・多様・困難化していることである。その様なことからコミュニティ・スクールを設置しよう。合わせて、地域学校協働活動とは、学校に対する地域の応援団とみなしていただきたいとのことであるので、コミュニティ・スクールの中にある学校運営協議会は学校と地域の方々とで学校の運営に関することを協議する場である。地域学校協働活動とは、地域から学校へ対していろいろな支援ができますよ、あるいは学校から地域に対して、協力してもらえないかという2本立てで、コミュニティ・スクールと協働活動をやっていこうと言うのが、今回の法改正の主な内容であると理解していただきたい。学校の中の問題だけでなく、地域との問題もあるからと、二つの兼ね合いで話をされている。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動で構成するメンバーが同じで良いのではないかと意見もあり、同じでもかまわないが、例えば今まで行われてきた読み聞かせについて、学校経営に関することとはずれているのではないかとこのことで、基本的に同じ人がなられたとしても、中身の考え方は違うことを理解する必要がある。

花里委員長： 協働本部の事務所はどこに設置されるのか。

本多課長補佐： 協働本部は会議と考えていただきたい。本部があつて事務を行うのではなく、地域コーディネーターを中心にした集合体である。

花里委員長： 本部のトップには誰になるのか。

本多課長補佐： 本部の構成メンバーの中から選ぶことになる。例を挙げると、本町小学校においては、国版のコミュニティ・スクールを設置してされ、いろいろな活動がなされている。あえて、別に地域学校協働本部を別に設置しなくても、今のメンバーの中である程度地域活動についても話ができるということであれば、同じ人で二つの事を話し合うことができる。しかし、統合された学校または大規模校になると、学校運営と地域活動の話と同じ人で話をすることは難しいので、分けた方がよいのではないかとということで、各地区を訪問しモデルを作っていきたいと考えている。

石井教育長： 地域学校協働本部という名称では無いけれども、地域学校応援団であるとか、そのような組織が天草にはある。それを地域学校協働本部として、きちんと整理していこうとしている。その中でも、読み聞かせのグループ、スポーツ関係の指導をする方で緩やかなネットワークを作っていこうということである。

花里委員長： 社会教育委員等の位置付け、関連についてどの様に考えているのか。

菅原課長： 先日、ある社会教育委員から連絡があり、自分たちが社会教育委員としてやるべき姿がなかなか見えないところがあるとのことであった。世の中の情勢が変わっていく中で、社会教育委員は何をすれば良いのか。社会教育・生涯学習はとても幅が広く、それを総合的に行うのは非常に厳しい。具体的なものを個々に行うとしても、一朝一夕ではできないことをその委員は理解されている。協働活動は、基本的に学校側と学校を取りまく地域の関係と考えている。例えば、情報が足りないとか支援できることはないか行政のバックアップはできる。実際に行動されるのは地域の方々と学校職員である。一方、生涯学習推進指針を策定しなければならない。もう少し絞った、天草市として社会教育をこう言った点を中心的にやっていこうという計画を出した方が分かり易いのではないだろうかと考えている。今後とも社会教育委員にはその様な提案をさせていただきたい。昨日、指摘をいただいた委員には、7月には第1回目の社会教育委員会議を開催することをお伝えしているので、その際に具体的な提案をしたい。

花里委員長： 社会教育委員の会議が年間2回の開催である。2回の会議で天草の社会教育について語ることはできない。せめて四半期に1回、年に4回の会議を開催し、いろいろな事を提言したり、意見を集約しなければ、市からの説明を聞いているだけである。社会教育委員をどの様に活用するのか考えなければならない。社会教育委員全員で検討して欲しい。

(4) 平成29年7月行事予定について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

柴田課長： 資料6ページをお願いします。7月の行事予定を掲載している。7月7日に市内校長会会議が14時から市民センターで開催。翌8日土曜日には“社会を明るくする運動”青少年健全育成大会が13時30分から市民センターで開催する。7月の教育委員会定例会は21日金曜日14時から五和農業情報センターマルチメディア室で開催させていただく。また、行事予定には記載していないが、教育委員会臨時会を7月7日金曜日開催する予定である。

7 その他

花里委員長： 他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れ様でした。